

静岡文化芸術大学交流留学生奨励金の給付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本学と諸外国との相互理解及び平和友好を増進することを目的とし、交流協定を締結した外国の大学に静岡文化芸術大学から留学する学生（以下「交流留学生」という。）の修学環境を整備し、交流留学生奨励金（以下「奨励金」という。）を給付するために、定めるものである。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、交流協定に基づき本学及び留学先大学、双方の授業料を負担する交流留学生に適用する。

(奨励金の給付額)

第3条 前条第1項の交流留学生に対して、留学期間に応じ、月額4万5千円を奨励金として給付することができる。

(申請及び承認)

第4条 奨励金の給付を受けようとする者は、静岡文化芸術大学交流留学生奨励金申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）に必要な書類を添えて、原則として、交流留学生に決定してから1カ月以内に理事長に申請しなければならない。

2 理事長は前項に規定する書類を受理したときは、その内容を審査し、申請者あて奨励金給付決定通知書（様式第2号）により、審査結果を通知するものとする。

(奨励金の給付方法及び給付時期)

第5条 奨励金の給付の方法は、原則として留学期間の最初と最後の月に、2回に分けて給付するものとする。

(給付の打ち切り)

第6条 理事長は、奨励金の給付を受けている交流留学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その奨励金の給付を打ち切ることができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が発見された場合
- (2) 学則48条の規定により懲戒の処分を受けた場合
- (3) 奨励金給付の事由に該当しなくなった場合

(奨励金の返納)

第7条 理事長は、奨励金の給付後において、前条に定める事由が生じていたことが判明

した場合には、やむを得ない事情と認められる場合を除き、既に給付した奨励金 の全部又は一部を返納させることができる。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、奨学金の給付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、役員会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

様式第1号

静岡文化芸術大学交流留学生奨励金申請書

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長 様

静岡文化芸術大学交流留学生奨励金の給付に関する規程第4条第1項に基づき、
奨励金を受給したいので、次のとおり申請します。

学 部		学 科	
学籍番号		氏 名	
生年月日		留 学 先 大 学 名	
留学期間	～		
現住所	TEL		
その他の 奨 学 金	奨学金名		円/月
	受給期間 年 月 日～ 年 月 日		
その他の 奨 学 金	奨学金名		円/月
	受給期間 年 月 日～ 年 月 日		
保証人氏名		保証人住所	

受給者番号				
-------	--	--	--	--

奨励金給付決定通知書

学 部

学 科

学 籍 番 号

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった静岡文化芸術大学交流留学生奨励金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨励金の支給を決定する。

- 1 奨励金の額 月額 円
- 2 給付の時期 平成 年 月から平成 年 月までの か月間
- 3 給付の方法 円を2回(留学期間の最初と最後の月)に分けて、
それぞれ半額を指定の口座に振り込む

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長

受給者番号				
-------	--	--	--	--

奨励金給付決定通知書

学 部

学 科

学 籍 番 号

氏 名

平成 年 月 日付けで申請のあった静岡文化芸術大学交流留学生奨励金の給付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

奨励金の不支給を決定とする。

平成 年 月 日

公立大学法人静岡文化芸術大学理事長